

いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務
- (2) 業務の目的 別添仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和8年3月10日（火）まで
 ※ただし、交付金申請に必要な設計図書を令和7年12月26日（金）までに提出すること。詳細は別添仕様書のとおり。
- (5) 委託上限額 金5, 110千円（消費税および地方消費税を含む。）
- (6) 事業規模（提案限度価格）
 金50, 000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受

けていない者であること。

(6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年6月19日（木）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年6月19日（木）から 令和7年6月26日（木）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年7月4日（金）
④ 参加申込書の提出期限	令和7年7月8日（火）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和7年7月15日（火） 予定
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和7年7月16日（水）から 令和7年7月31日（木）まで
⑦ 企画提案書の審査	令和7年8月8日（金） 予定
⑧ 審査結果の通知	令和7年8月中旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和7年8月中旬予定
⑩ 審査結果等の公表	令和7年8月下旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日 令和7年6月19日（木）
- ② 公表方法 いの町公式ホームページ
- ③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布します。

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールまたはFAXにより提出してください。

2) 受付期間

令和7年6月19日（木）9時から令和7年6月26日（木）17時までとします。送信後はその旨を必ず電話にてご連絡ください。

なお、電話・口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けません。質問内容及び回答については、すべての参加事業者に対して通知します。また、月曜日は休館日となります。

3) 館内見学及び施設図面の閲覧について

質問の受付期間内で館内見学及び施設図面の閲覧が可能です。事前予約が必要です。質問票に希望日をご記載ください。後日対応可能日をお知らせします。また、見学・閲覧に際して質問がある場合は、同様に質問票によりお問い合わせください。

4) 提出先

いの町紙の博物館 TEL: 088-893-0886 FAX: 088-893-0887
E-mail: tosawasi@bronze.ocn.ne.jp

5) 回答方法

令和7年7月4日(金) 15時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書(様式2)
- 2) 参加資格要件確認書(様式3)
- 3) 事業者概要(様式7)
- 4) 法人、事業所等の概要が分かるもの

② 提出期限

令和7年7月8日(火) 17時必着

③ 提出場所

いの町紙の博物館 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町110-1

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。
下記の書類を1冊にとじ、表紙以外のすべてにページ番号を付してください。

- 1) 企画提案書(様式6及び任意様式)
- 2) 添付書類
 - ・ 業務の実施方針及び実施イメージ図(様式8)

- ・ 業務実施体制（様式 9）
- ・ 工程計画（様式 10）
- ・ 企画提案（様式 11）
- ・ 見積書（様式は問わない）
- ・ その他参考資料（パンフレット等）

3) 注意事項

※書類及び図面サイズは A4 とし、A3 サイズの折り込みは可とする。

※専門知識を有しない者でも理解できるよう、概念図などを使用し、わかりやすい表現とすること。

② 提出期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 7 月 31 日（木）まで（受付時間帯は、休館日を除く 9 時から 17 時までとします。）

③ 提出場所

いの町紙の博物館 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町 110-1

④ 提出方法

提出書類を担当部局まで郵送または持参してください。

※郵送の場合は、提出期限必着とします。

※持参の場合は、休館日を除く 9 時～17 時のみ受付します。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 5 部とします。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 審査会

開催日：令和 7 年 8 月 8 日（金）予定

場 所：いの町役場本庁舎（高知県吾川郡いの町 1700-1）

※8 月 5 日（火）に時刻等、正式に通知を行います。日時に変更が生じた場合は随時お知らせします。

② プレゼンテーション

・1 事業者あたり 30 分以内（プレゼンテーション 20 分・質疑応答 10 分）とし、時間は別途お知らせします。

・1 事業者の出席者は、3 人以内とします。

※審査結果は、確定後、すべての業者に文書で通知します。

※審査後、選定者と提案等の内容をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行います。この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容)及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。なお、審査は非公開とし、参加を申し込んだ事業者が1社であっても、審査会は実施します。

審査の視点		配点
1 業務理解 (10点)	本事業の趣旨を十分に理解し、目的に沿った基本的な考え方が提案されているか。	10
2 事業遂行能力 (20点)	業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか。	10
	事業全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	5
	事業者は、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	5
3 企画提案内容 (60点)	紙の博物館の課題分析からリニューアル計画策定までの手法が明確であるか。	5
	紙の博物館や土佐和紙の特質を理解し、それを生かしたものになっているか。	15
	自社の強みを十分に活用し、オリジナリティのある独自の提案となっているか。	20
	事業目的を十分に理解し、目的を達成するためのアイデアや取組となっているか。	20
4 プレゼンテーション (10点)	本業務に対する取り組み姿勢が積極的であるか	5
	プレゼンテーションが分かりやすく、提案内容に説得力があるか	5
合 計		100

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。
なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年8月下旬以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

町は参加者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。したがって、提出する企画提案書等に非公開とする部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式4）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出してください。

なお、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開する場合があります。本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(町からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式5)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町110-1
 担当部署 いの町紙の博物館 担当 田邊

電話番号 088-893-0886

FAX 番号 088-893-0887

E - m a i l tosawasi@bronze.ocn.ne.jp